

関西圏における観光誘客交通広告業務委託
プロポーザル公募要領等に係る質問への回答

(令和7年4月10日現在)

【受付番号8】

質問項目	仕様書 P1 4業務内容(1)①交通広告
質問内容	広告期間は万博開催中7日間以上とする。とあり特に希望期間などの条件は記載されてはませんが、令和7年度大阪・関西万博「岐阜県催事」における県産品展示販売事業委託業務期間である、6/9(月)～6/10(火)を入れた期間が望ましいという、お考えはございますでしょうか？
回答	広告期間も提案事項であり、当該時期にこだわる必要はありません。仕様書のとおり、ターゲットに対して効果的な広告期間を提案願います。

【受付番号9】

質問項目	仕様書 P1 4業務内容(1)②掲出デザインの制作
質問内容	岐阜県の交通広告掲出デザインに当たって、従来からの岐阜県観光キャッチコピーである「清流の国ぎふ」やゆるきやらマスコット「ミナモ」をデザインに使うに宜しいのでしょうか？ 今後変更になる可能性もあり、使用はあまり推奨しないという情報もございますが、また、岐阜県様が推奨される「キャッチコピー」や「マスコット」等ありましたら、ご教示ください。
回答	「清流の国ぎふ」及び「ミナモ」の使用を妨げるものではありません。キャッチコピーやマスコットの使用も含め、デザイン制作の提案事項となります。